

こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきんせいど 高等学校等就学支援金制度

重要なお知らせ
(必ず、保護者の方に
渡してください)

1. 制度の概要

【制度概要】

御家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。全国の約8割の生徒が利用しています。

【受給資格】

高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、**日本国内に住所を有する方**が対象です。

ただし、**次のいずれかに該当する方は対象となりません**。

- ・保護者等の道府県民税所得割と市町村民税所得割の合算額が、**50万7,000円以上**の方（年収目安約910万円以上の方）
- ・高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- ・高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合には別途算定）を超えた方

2. 受給資格の認定

利用のためには、**申請が必要です**。入学時等に学校から案内があるので、必ず申請書類（マイナンバー関係書類等を含む）を学校に提出してください。

提出された書類を基に、都道府県が受給資格の認定を行います。

毎年7月頃、御家庭の所得情報が更新されるので、都道府県はこれに基づいて改めて受給資格の確認を行います。この時には、申請時に提出されたマイナンバーを利用し、都道府県が確認作業を行うため、基本的には手続不要です。

※マイナンバーは、法令に定められた必要な範囲内のみで、就学支援金の支給に関する事務に活用します。

3. 支給額

支給額は、以下のとおりです。

(1)公立学校に通う生徒：

公立高校授業料相当額（年額11万8,800円）

国公立高校は授業料負担が実質0円になります。

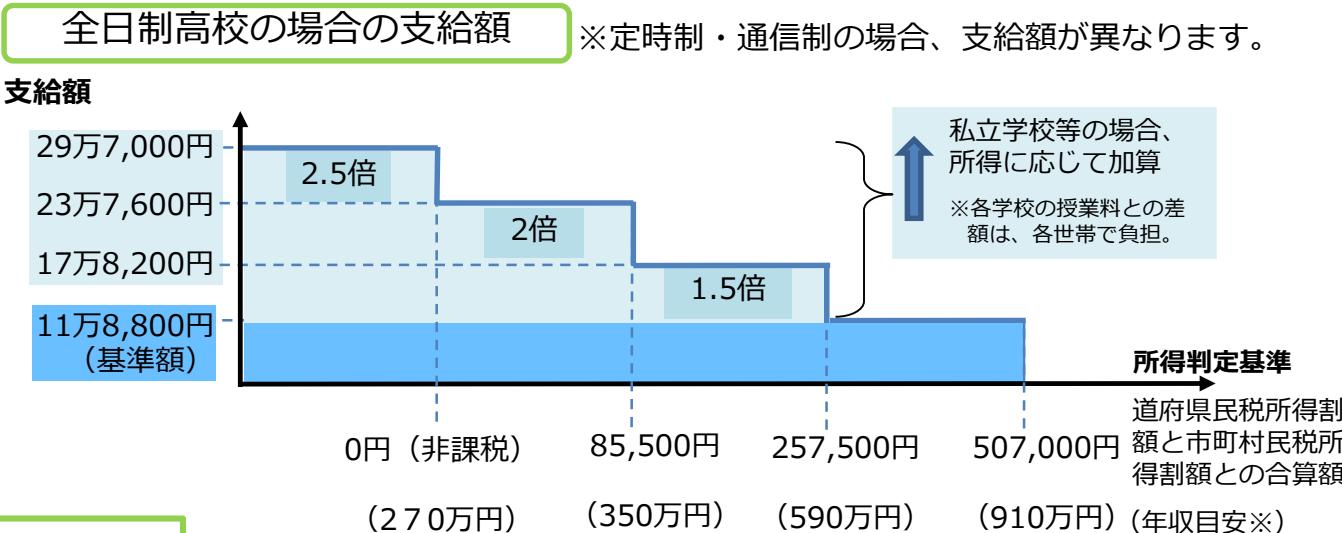
(2)私立学校等に通う生徒：

右図のとおり、所得に応じ支給額は変わります。

※ 所得の判定基準は、道府県民税所得割と市町村民税所得割の合算額です。

右図の「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安であり、家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、実際に対象となる年収は変わるのでご注意ください。

具体的な手続などについては裏面をご覧ください→



受給者全員
必要です！

4. 申請

入学時等に学校から案内がありますので、申請を行って下さい。申請された月から支給開始となるので、遅れないよう注意してください。申請には、以下の書類が必要です。

【必要書類】

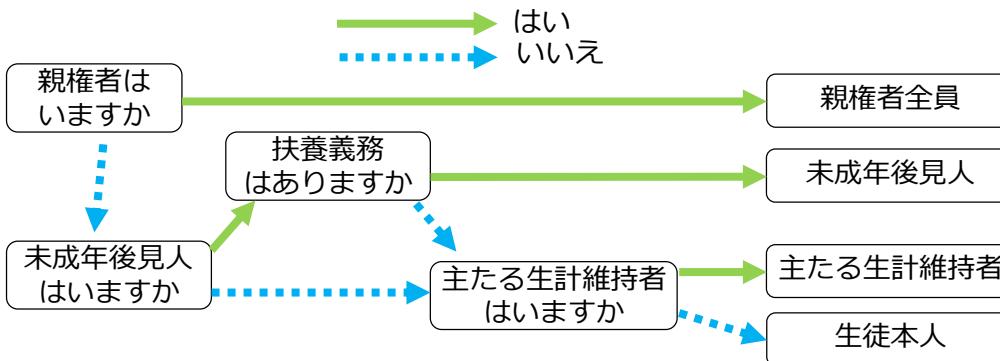
- ①申請書
- ②保護者等のマイナンバーを明らかに出来る書類（マイナンバーカードの写し、マイナンバー通知カードの写し、マイナンバーが記載された住民票等の写し等。）

※他にも、都道府県ごとに必要書類を定めている場合があるので、学校からの案内に沿って提出してください。

(注意事項)

- ・虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、刑罰に処されることなどがあります。
- ・②は原則、親権者全員分（例：親権者が両親ならば2名分）が必要です。詳細は下図をご覧ください。

誰のマイナンバーの提出が必要か？



※下記の例の場合など、マイナンバーカードの写し等の提出が困難と認められる場合は、上図と異なる場合があります。

提出が困難な場合や、締切に間に合わない可能性のある場合は、まず学校等にご相談ください。

（マイナンバーの提出が困難と考えられる場合の例）

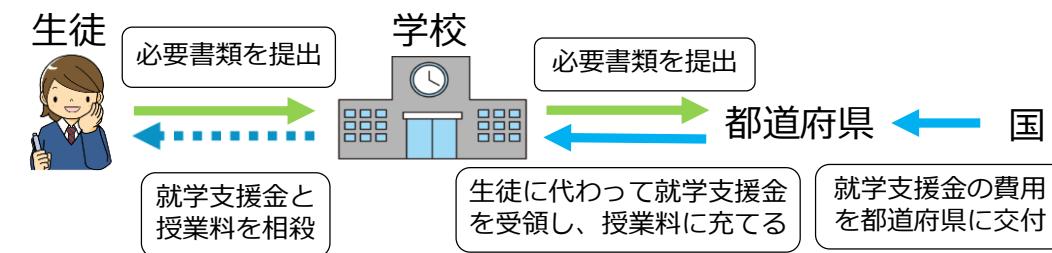
- ・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により接触が困難な場合
- ・海外に在住しており、住民税が課されていない場合 等

5. 就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校設置者（都道府県、学校法人等）が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

（国公立高校は授業料負担が実質0円になります。）

私立高校等の場合、授業料と就学支援金との差額は、御負担いただく必要があります。詳細については、学校へお問い合わせ下さい。）



6. 高校生等奨学給付金等

就学支援金とは別に、低所得世帯の授業料以外の教育費（教科書費・教材費など）を支援する『高校生等奨学給付金（返済不要）』や、都道府県独自の経済的支援がありますので必ず御確認ください。

※高校生等奨学給付金を受給するためには、保護者がお住まいの都道府県への申請が必要です。

各都道府県の問い合わせ先は、文部科学省HPに掲載しています。

文部科学省 就学支援金



MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

■お問合せ先：

文部科学省修学支援プロジェクトチーム（平日 9:30～18:15） 電話 03-6734-3578
ホームページ：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm